

宝塚市私道舗装の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路として一般の通行の用に供しているが、公道として認定することが困難な私道の整備を促進するため、私道の舗装工事及びそれに伴う路面排水の工事を行う者に対する助成に関して、必要な事項を定め、もって生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路をいう。
- (2) 私道 道路敷地が私人の所有に属し、現に一般の通行の用に供されている公道以外の道路をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、次に掲げる条件に該当する私道の舗装工事で、別に市長が定める構造を標準として施工するものとする。ただし、公共下水道の供用開始が2年以内に予定される区間の私道に係る工事については、助成の対象としない。

- (1) 道路の幅員（側溝を含む。）が1.8メートル以上であること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- (2) 当該道路を不特定多数の市民が利用していること。
- (3) 道路の両端又は一端が公道又はそれに準ずる道路に接続していること。
- (4) 関係土地所有者等が、その用地を一般の通行の用に供するとともに、公共のため道路占用することについて承諾し、かつ、当該道路を日常的に利用する者等から舗装の要望がなされたものであること。
- (5) 建設完了後5年以上経過していること。
- (6) 舗装改良工事をするものにあつては、舗装の損傷が著しいこと。
- (7) 過去にこの要綱の規定による助成を受けて舗装工事をしたものにあつては、舗装完了後10年以上経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる条件に該当する私道について、舗装工事に併せ路面排水施設の工事を必要とする場合にあつては、別に市長が定める構造を標準として施工するものを助成の対象とする。

(助成金の交付)

第4条 助成金は、前条に規定する私道の舗装工事及び路面排水施設の工事（以下「工事」という。）について、予算の範囲内においてその申請者（第7条に規定する申請者をいう。）に交付するものとする。

第5条 助成金の金額は、原則として工事に要する費用のうち別表に定める標準工事費の2分の1の額とする。

(助成金の額の特例)

第6条 市長は、次条に定める管理組織の構成員として工事の費用を負担する者のうち、

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者があるときは、その者が負担すべき額を全額助成することができるものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を申請しようとする場合は、一定の管理組織（法人その他の団体であって当該道路の維持管理を担うもの又は当該道路を日常的に利用する者で構成するものをいう。以下「申請者」という。）の代表者が私道舗装助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 付近見取図
- （2） 平面図
- （3） 権利者の承諾書
- （4） 工事費見積書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請の提出を受けたときは、速やかに助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、私道舗装助成金交付決定通知書又は私道舗装助成金不交付決定通知書を申請者に交付することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による助成金の交付決定に当たって、この要綱の定める目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

（承認事項）

第9条 申請者が、助成金の交付決定後において工事の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（工事請負人のあっせん等）

第10条 市長は、必要に応じて申請者に対し、工事請負人のあっせん及び技術的な助言をするものとする。

（着手及び完成の届出）

第11条 第8条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、工事着手前に工事着工届を、工事が完了したときは工事完了届を、それぞれ市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第12条 市長は、前条の工事完了届の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

2 前項の規定による検査の結果、工事が助成金交付決定の内容に適合しないと認めるときは、申請者に対し、是正を指示することができるものとする。

第13条 市長は、前条第1項の検査の結果、工事が助成金交付決定の内容に適合していると認めるときは、助成金を申請者に交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者に対し、私道舗装助成金支払通知書により通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 工事が、助成金交付決定の内容に反したとき。
- (3) 市長の付した条件又は指示等に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(私道の維持管理)

第16条 申請者は、助成により整備された私道について、当該道路の機能を損なわないよう適正に維持管理を行うものとする。

(様式)

第17条 この要綱に規定する私道舗装助成金交付申請書等の様式は、別に市長が定める。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則 (昭和62年3月17日告示第88号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成3年4月12日告示第140号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市私道舗装の助成に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理する助成金の交付の申請に係る助成金について適用し、同日前に受理した助成金の交付の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年6月25日告示第218号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市私道舗装の助成に関する要綱の規定は、平成17年4月1日以降の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

工事（舗装及び路面排水施設）の構造及び標準工事費

種類	構 造		標準工事費	備 考
	表 層	路 盤		
舗装	アスコン 5 c m	粒調碎石 1 0 c m	宝塚市単価契約単価 に準じる。	
	コンクリート 1 2 c m	—		アスファルト による施工が 困難なもの
	アスコン 5 c m	—		路盤の工事が 不要なもの
	アスコン 3 c m	—		表層をオーバ ーレイにより 施工可能なも の
路面 排水 施設	U型トラフ（2 4 c m以下）		宝塚市単価契約単価 に準じる。	
	U型トラフ2 4 c mの施工をした 場合の工事費を超える施設		U型トラフ2 4 c m の場合の宝塚市の単 価契約単価	
その他			宝塚市の単価契約価 格に準じる。	